

資料2

畜産経営力向上緊急支援リース事業の実施の骨子

本事業は、当機構が実施している既存リース事業の実施方法等と異なる部分がありますので、次の事項にご留意してリース事業の実施をお願いします。

1 リース事業の仕組み

基本的には、既存のリース事業の仕組みを踏襲するものの、24～25年度補助事業として実施するため、既存のリース事業と比較して、①補助事業の事務手続きが追加されること、②貸付機械等の検収が25年度内に終了し、事業を完了させる必要があること、などの相違点があります。

具体的な補助事業の事務手続きについては、

- ① 事務の効率化を図るため、事業参加申請書、貸付申請書、補助金交付申請書を兼ねた貸付申請にしました。
- ② 借受者に交付する補助金については、借受者の申出により、機構から販売業者に貸付施設等の支払対価の一部として支払います。
- ③ 借受者は、貸付施設等の検収報告書が提出された後、事業実績報告書を提出します。

2 都道府県知事への報告及び助言

実施要綱第5の2の(2)によると公募団体は、事業参加申請書の提出があった場合、都道府県知事に報告するとともに、必要に応じて意見を求めることになっていますが、機構は、既存リース事業の仕組みを踏襲することとしているため、1の①の貸付申請について、借受団体等から都道府県畜産課長に意見を求めることとします。また、報告については、借受団体等から都道府県知事に行います。

3 貸付申請等の提出期限等

(1) 貸付申請等の提出期限

ア. 全国に会員等を有しない機構は、本事業の要望調査を実施するとかなりの時間を要し、機動的かつ迅速的な対応ができないとの判断から、6月末までに検収が可能な貸付申請書については、その提出期限を平成25年5月17日(金)とし、その日までは常時受け付けることとします。

イ. また、その日以降の貸付申請については、9月末までに検収が可能な貸付申請書については、その提出期限を平成25年8月16日(金)とし、その日までは常時受け付けることとします。なお、貸付の合計が予算額を超えるおそれがある場合は、ALICから調整がなされるものと考えます。

(2) 貸付料率及び貸付期間

ア. 貸付料率

貸付料率については、補正予算の趣旨に鑑み、特例的措置として、基準

料率(4月1日現在、1.1%)から0.1%を引き下げます。

このことにより、補助率を勘案した実質の料率は、1/3補助付きリース事業については、0.67%、1/2補助付きリース事業については0.5%となり、経営リースの認定農業者とほぼ同水準になります。

イ. 貸付期間

貸付期間は、原則、法定耐用年数となります。貸付期間の延長はできませんが、耐用年数の70%まで短縮はできます。なお、短縮した場合は、法定耐用年数までは、補助事業の目的に沿った善意の管理の注意が求められます。

4 貸付決定と交付決定等

(1) 貸付決定と交付決定

直接リースについては、機構から借受者に直接補助金の交付決定通知を行います。間接リースの場合は、機構は借受団体に交付決定通知を行いますので、これを受けて借受団体は、転貸借受団体又は借受者に対し補助金の交付決定を行います。

(2) 補助金の交付及び購入代金の支払い

ア. 販売業者へ支払う購入代金は、借受団体等の検収報告書を受けて、ALICに補助金概算払請求を行い、その概算払金を入金した後、速やかに支払いを行います。

イ. 借受者に交付する補助金は、1の②により機構が販売業者に支払います。

(3) 借受者は、検収が終了した後、機構に実績報告書を提出します。

(「畜産経営力向上緊急支援リース事業の事務の流れ」を参照)

5 貸付施設等の検収

(1) 貸付施設等の検収は、「畜産環境整備機構貸付施設等検収要領」に基づき行います。

(2) 貸付施設等の検収期限は、平成26年3月末になります。その日までに検収ができないものは、貸付契約が解除となりますのでご留意下さい。貸付契約書で明確にしております。

(3) 畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領の附則で、畜産高度化支援リース事業実施要領の第12の「消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱」を一部改正し、検収の際に提出する消費税等課税に関する申立書に必要な証明書類を定めておりますので、該当する借受者はご留意下さい。

6 補助金に係る消費税相当額の取扱い

(1) 今後、畜産経営力向上緊急支援リース事業を含む補助付きリース事業については、免税事業者であるか納税義務者で簡易課税を選択している借受者以外

の借受者においては、補助金に係る消費税等相当額を、機構が第1回目に請求する貸付料等に併せて納付していただきます。

- (2) 免税事業者若しくは納税義務者で簡易課税を選択している借受者は、検収時に、消費税等課税に関する申立書に必要な証明書類を提出することにより、当該借受者に対し補助金に係る消費税相当額の請求は行われません。

7 借受団体等に支払う手数料等

本事業では、推進事務費としての検収費については、1 契約当たり2千円(上限額)とされておりますが、LEIOにおいては、既存リース事業の実施方針を踏襲することとしておりますので、検収を主とする業務委託費については、業務委託費交付要領の規定を準用し1契約当たり 9 千円、手数料については、再貸付手数料交付要領の規定を準用し、既存リース事業と同水準の額を支払います。

畜産経営力向上緊急支援リース事業の事務の流れ

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
	・機械・装置の見積書徴取 ・販売業者等の決定	・貸付申請書兼補助金交付申請書の提出	・都道府県畜産課長の意見	・ALICへ補助金交付申請書の提出	・ALICの交付決定 ・借受団体又は借受者への貸付決定及び交付決定通知(貸付契約の締結)	・機械・装置の発注(売買契約の締結)	・機械・装置の納品完了	・検収の実施 ・検収報告書の提出	・概算払請求書の提出	・ALICからの概算払い ・購入代金の支払	・実績報告書の提出	・貸付料の納付	・譲渡代金の支払 ・貸付施設の譲渡
販売業者等	○ ↓					↑	○ ↓			↑			
借受者	↓	○ ↓			↑	↑	○ ↓	↑		↑	○ ↓	○ ↓	○ ↓
借受団体 又は 受託団体		○ ↓			○ ↑	○ ↑		○ ↓		○ ↓	○ ↓	○ ↓	○ ↓
都道府県畜産 主務課		↓	○ ↓		↑	↑		↓		↑	↓	↓	↓
LEIO			○ ↓	○ ↓	○ ↑	○		○ ↓	○ ↓	○ ↑	○ ↓	○ ↓	○ ↓
ALIC				○ ↓	○ ↑				○ ↓	○ ↑			

○ 印は、発信元

資料3

平成 25 年 4 月 16 日
(財) 畜産環境整備機構

畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領の考え方

1 事業の実施

- (1) 当機構は、畜産経営力向上緊急支援リース事業のうち、「畜産経営強化緊急支援事業」、「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業」及び「効率的生産継続支援事業」を実施する。
- (2) この事業は、間接補助事業とされており、基金事業として実施されてきた従来の畜産高度化支援リース事業（以下「高度化リース事業」という。）とは仕組みが異なるが、当機構としては、迅速かつ円滑に本事業を実施するため、可能な限り従来の高度化リース事業の仕組みを利用して実施する。

2 高度化リースに関する規定の準用等

(1) 基本的な考え方

このため、本事業の実施要領についても、必要な読替等を行った上で可能な限り高度化リース事業実施要領の規定を準用することを旨として制定した。

(2) 高度化リース事業実施要領を準用する項目

ア 具体的に、次のような規定は、高度化リース事業実施要領の規定を本事業に準用することとした（一部、不適用部分及び読替規定あり。引用条項番号は、高度化リース事業実施要領の条項番号である。）。（本事業実施要領第 6）

- (ア) 貸付期間(第 2：ただし、貸付期間の延長の規定は適用しない。)
- (イ) 貸付料(第 3：1/2 補助付きリースの貸付料の計算方法、徴収方法等を準用。読替規定あり。)
- (ウ) 貸付機械装置の譲渡(第 4)
- (エ) 貸付機械装置に係る公租公課(第 5)
- (オ) 保険の取扱(第 6：附則による改正があるが、本事業とは関係がない。)
- (カ) 貸付機械装置の維持管理(第 7：附則による改正があり、改正後の規定が準用されることとなる。また、維持管理に関しては、補助金の返還等の関連で別途考慮すべき規定あり（本事業実施要領第 5 の 2 及び 3）。)
- (キ) 事故等の発生の場合の措置(第 8：附則による改正があり、改正後の規定が準用されることとなる。)

(ク) 貸付の申請（第 9：都道府県畜産主務課長の意見書の除外規定は準用せず。読替規定あり。また、申請書等については本事業の要領に別様式あり。）

(ケ) 貸付の決定と契約の締結等（第 10）

(コ) 貸付機械装置の検収（第 11）

(サ) 消費税相当額の返還（第 12：附則による改正があり、改正後の規定が準用されることとなる。）

(シ) 貸付契約の変更及び解約（第 13：附則による改正があり、改正後の規定が準用されることとなる。）

(ス) 売買契約違反等に対する措置（第 14）

(セ) 業務の委託（第 15）

(ソ) 雑則（第 16）

イ なお、高度化リース事業の実施要領の規定を準用した場合、当該規定に基づいて制定された諸細則（例えば、損害保険要領、保証保険要領、検収要領、繰延要領、解約精算条件、業務委託要領、改造の考え方など）も準用される。（本要領第 6）

(3) 準用せずに新たに規定を設けた項目

ア 一方、次のような事項は、本事業固有の内容であることから、新たに規定を設けた。

(ア) 借受者等の範囲（本要領第 2）

(イ) 貸付対象機械装置の範囲（本要領第 3）

イ なお、高度化リース事業実施要領の規定を準用することが本事業の趣旨上特に不適切な場合は、準用しないことはもちろん、別途新たに規定を置いている。この場合は、当然、本事業実施要領の規定が優先される。

(ア) 補助残リースの適用除外（本要領第 3 の 4）

(イ) 貸付期間終了後の適正使用義務（本要領第 4 の 5 (2)）

ウ また、本事業は、高度化リース事業が基金事業であるに対し、間接補助事業とされることから、補助金交付申請や実績報告など高度化リース事業とは異なる手続が必要となるので、これらに関する規定を設けている（本要領第 5）。

3 附則による高度化リース事業実施要領の改正について

(1) 高度化リース事業実施要領については、毎年、新年度事業の実施に当たってその改正が行われるのが通常であるが、今回、本事業実施要領を作成するに際しできる限り高度化リース事業実施要領を準用する方針をとったことに伴い、通年ベースで高度化リース事業実施要領の改正が行われると、

準用される規定については本事業に関しては事業年度途中で規定が変更されることとなる。このため、今回、本事業実施要領の附則として先行して当該改正を行うことにより、このような混乱を回避することとした。(本要領附則第2項)

- (2) 今回の附則による高度化リース事業実施要領の改正は本事業実施要領と同時に施行されたので、準用する場合には、この改正をした後の規定が準用されることとなる。(本要領附則第2項)

資料4

平成25年度堆肥保管施設整備リース事業の実施について

1 事業内容等について

堆肥保管施設整備リース事業(以下「堆肥保管リース」という。)については、貸付枠20億円で実施します。

2 貸付希望の採択について

堆肥保管リースの採択に当たっては以下により実施します。

- (1)「機構リース事業の健全かつ円滑な実施について」の記1に該当しない者について、別紙1の「堆肥保管リースの採択に係るポイント指標」によりポイント付けを行います。
- (2)ポイント付けは、従前と同様に行い、ポイントの高い順に採択します。
- (3)貸付の対象者は、過去にたい肥調整・保管施設整備リース事業を利用していない者としてします。

3 補助金に係る消費税相当額の返還について

免税事業者又は納税事業者で消費税の納税に関して簡易課税制度を選択している者以外の借受者については、補助金に係る消費税相当額について、第1回目の貸付料の請求に併せて、返還します。

4 要望調査等について

要望調査については、都道府県が別紙2の「平成25年度堆肥保管施設整備リース事業貸付申請希望表」及び別紙3の「貸付申請希望者に係るポイント集計表」に記入の上、平成25年6月30日までに機構に提出します。

また、貸付申請希望者の直近の決算書(法人にあつては、貸借対照表、損益計算書及びそれらの説明資料等、個人にあつては、所得税の確定申告書B、青色申告書、貸借対照表等)を添付して下さい。

なお、長期借入金等の売上高に対する割合が5割を超える場合は、「長期借入金等負債の償還計画」を提出します。

5 その他

前年度貸付決定に係る堆肥置場について、貸付後1年を経過したものについては、別紙4の「堆肥保管施設整備リース事業の採択に係るポイント指標の実績(報告)」により提出します。

別紙1

堆肥保管施設整備リース事業の採択に係るポイント指標

耕畜連携の取組が高いとされた要望に対して、優先的に貸付を行うこととします。

次の1から5の耕畜連携の取組等に対してポイント付けを行い、原則として、合計ポイントの高い者に配分とします。

1 堆肥の流通コスト

新たに設置される施設整備費(千円)÷新たな施設で耕種農家に供給する堆肥の量(トン)

- (1) 8千円/トン以上……………0ポイント
- (2) 7～8千円/トン未満……………1ポイント
- (3) 6～7千円/トン未満……………2ポイント
- (4) 5～6千円/トン未満……………3ポイント
- (5) 4～5千円/トン未満……………4ポイント
- (6) 4千円/トン未満……………5ポイント

(注)

- ① 新たに設置される堆肥置場の施設整備費は、購入価額(補助金額及び消費税を含む。)として下さい。
- ② 耕種農家へ供給する堆肥の量は、新たに設置される堆肥置場で調製された堆肥の耕種農家への年間の供給量とします。
- ③ 建設単価は、特定地域以外の200平米以上の堆肥置場の単価に基づいているので、それ以外の地域及び面積で算出された単価については、特定地域以外の200平米以上の堆肥置場の水準の単価に補正した上で、当該単価に該当するポイントの付与をして下さい。

2 耕畜連携の促進に係る取組 (貸付申請につき各項目は1回のみカウント)

- (1) 特殊肥料生産業者の届出……………1ポイント
- (2) 堆肥の成分分析……………1ポイント
- (3) 耕種農家への堆肥の運搬……………1ポイント
- (4) 耕種農家における堆肥の散布……………1ポイント

(注)

- ① (1)の特殊肥料生産業者の届出は、既に行われた届出及び届出の申請中も対象になります。
- ② (2)の堆肥の成分分析は、直近1年間の実績及び今後貸付開始から1年以内に成分分析を行う場合も対象になります。なお、(1)の届出には、成分分析が要件になることから(1)でポイント付与した場合は対象となりません。
- ③ (3)の耕種農家への堆肥の運搬は、畜産農家が堆肥置場から耕種農家の圃場等へ運搬する場合に対象になります。
- ④ (4)の耕種農家における堆肥の散布は、畜産農家が自ら散布する場合に対象になります。コントラ等に委託する場合は対象となりません。

3 耕畜連携による流通の範囲

施設から堆肥を供給する耕種農家戸数のうち(1)の区域を超えて供給する耕種農家戸数の割合が50%以上の場合

- (1)JA区域内かつ市町村区域内 ……………0ポイント
- (2)(1)の区域を越える流通 ……………1ポイント

(注)

- ①JA及び市町村の区域は、合併特例法が改正された1995年時点とする。
- ②離島において、島内に1市町村かつ1JAのみの場合には、(1)の区域内であっても、島内を流通する場合、1ポイント付与することとします。

4 新たに施設を設置することによる、堆肥を利用する耕種農家の増加戸数

- (1)増加なし ……………0ポイント
- (2)1戸の増加 ……………1ポイント
- (3)2戸の増加 ……………2ポイント
- (4)3戸の増加 ……………3ポイント
- (5)4戸の増加 ……………4ポイント
- (6)5戸以上の増加 ……………5ポイント

(注)

- ①新たに設置される堆肥置場を利用することで耕種農家が前年に比べ増加する場合、その増加戸数1戸につき1ポイントを付与します。
- ②既に耕種農家へ供給を行っている者で、新たに設置される堆肥置場から供給する耕種農家戸数に変化がない場合は0ポイントになります。

5 新たに施設を設置することによる、耕種農家へ堆肥を供給する畜産農家の増加戸数

- (1)増加なし……………0ポイント
- (2)1戸の増加 ……………1ポイント
- (3)2戸の増加 ……………2ポイント
- (4)3戸の増加 ……………3ポイント
- (5)4戸の増加 ……………4ポイント
- (6)5戸以上の増加 ……………5ポイント

(注)

- ①新たに設置する堆肥置場の利用拡大を図るため、貸付申請者(畜産農家)以外の畜産農家から堆肥を搬入(無償を含む。)等する場合に、増加する当該畜産農家が対象になります。
- ②新たな畜産農家が集団等へ参入(増加)し、新たに設置される堆肥置場を利用して耕種農家に堆肥を供給する場合、当該集団等に新たに参入(増加)する畜産農家がポイントの対象になります。

都道府県名		担当者名		貸付希望額	0千円
-------	--	------	--	-------	-----

No.	(記入例)	1	2	3	4	5	計		
要望者名	環境太郎								
住所	北海道〇〇								
受託団体名	〇〇JA								
現 状	畜種	肉用牛							
	総頭羽数	50 頭	頭	頭	頭	頭	頭		
	内訳	成牛	30 頭	頭	頭	頭	頭	頭	
		育成牛(12~23ヶ月齢)	10 頭	頭	頭	頭	頭	頭	
		子牛(0~11ヶ月齢)	10 頭	頭	頭	頭	頭	頭	
	棟数	1 棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
	面積	450 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	堆肥年生産量	2,017 t	t	t	t	t	t	t	
	耕種農家への戸数	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	
	耕種農家への供給量	t	t	t	t	t	t	t	
	既存のたい肥置場	棟数	0 棟	棟	棟	棟	棟	棟	
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		堆肥の年間保管量	t	t	t	t	t	t	
		耕種農家への戸数	戸	戸	戸	戸	戸	戸	
耕種農家への供給量		t	t	t	t	t	t		
耕畜連携の促進に係る取組	①・2・3・4	1・2・3・4	1・2・3・4	1・2・3・4	1・2・3・4	1・2・3・4			
耕畜連携による広域流通の範囲	①・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2			
耕種農家の住所(耕種農家が複数の場合、農家ごとに別記)	北海道〇〇								
貸付施設等	堆肥置場	棟数	1 棟	棟	棟	棟	棟	0 棟	
		総面積	390 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		設置場所(棟ごとに記載)	〇〇市〇町××						
		事業費①	8,400 千円	千円	千円	千円	千円	千円	0 千円
		新たに参画する畜産農家がある場合、その利用戸数	1 戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
		新たに参画する畜産農家がある場合、その供給量	600 t	t	t	t	t	t	t
		新たに参画する耕種農家がある場合、その利用戸数	5 戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
		新設する施設の耕種農家への供給戸数	5 戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
		新設する施設の供給量②	1,400 t	t	t	t	t	t	t
		堆肥の流通コスト(①/②)	6 千円/t	千円/t	千円/t	千円/t	千円/t	千円/t	千円/t
		特別地域	特別地域・特別地域外	特別地域・特別地域外	特別地域・特別地域外	特別地域・特別地域外	特別地域・特別地域外	特別地域・特別地域外	
作業機械等	名称	マニアスフレッター							
		能力	5 t/10a						
		事業費	3,675 千円	千円	千円	千円	千円	千円	0 千円
	名称	シヨベルローダー							
		能力(ハケット容量)	0.5 m ³						
		事業費	1,575 千円	千円	千円	千円	千円	千円	0 千円
	名称	ダンブカー							
		能力(積載量)	2 t						
		事業費	2,500 千円	千円	千円	千円	千円	千円	0 千円
総事業費	16,150 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円		

注:1 事業費は、消費税込みの額として下さい(千円未満切り上げ)。

2 堆肥置場の利用戸数は、耕種農家に限定した数等とします。

3 「特別地域」は、①豪雪地帯対策特別措置法第2条により指定された地域、②離島振興法第2条により指定された地域(小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む。)のいずれかに該当する地域をいい、○で記して下さい。

- 4 耕畜連携の促進に係る取組及び耕畜連携による広域流通の範囲の項目については、別紙の堆肥調整・保管施設リース事業の採択に係るポイント指標の2及び3の(1)～(2)の中で該当する数字に○で記して下さい。

貸付申請希望者に係るポイント集計表

都道府県名	
担当者	
連絡先(TEL)	
e-メールアドレス	

指標 番号	NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	要望者名										
1	堆肥の流通コスト										
2	耕畜連携の促進に係る取り組み										
3	耕畜連携による広域流通の範囲										
4	新たに施設を設置することによる、堆肥を利用する耕種農家の増加戸数										
5	新たに施設を設置することによる、耕種農家へ堆肥を供給する畜産農家の増加戸数										
	ポイント計										

注 1 指標番号の1～5については、付与できるポイントを記入下さい。

2 集計は、高得点順に取りまとめて下さい。

3 別表2の1/2補助付きリース貸付希望表のNO(番号)と本表のNO(番号)は、同一にして下さい。

別紙4

(借受者→受託団体又は借受団体等→都道府県→機構)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受者住所〒

借受者名

印

貸付契約番号

堆肥保管施設整備リース事業の採択に係るポイント指標の実績(報告)

指標項目	計画	実績	理由
1 堆肥の流通コスト			
(1)堆肥置き場の面積	(㎡)	(㎡)	
(2)事業費(税込み)①	(千円)	(千円)	
(3)耕種農家への供給量②	(t)	(t)	
(4)堆肥のコスト(①/②)	(千円/t)	(千円/t)	
2 耕畜連携の促進に係る取組	(該当欄に○を記載)	(該当欄に○を記載)	
(1)特殊肥料生産業者の届出			
(2)堆肥の成分分析			
(3)耕種農家への堆肥の運搬			
(4)耕種農家における堆肥の散布			
3 耕畜連携による流通の範囲	(該当欄に○を記載)	(該当欄に○を記載)	
(1)JA区域内かつ市町村区域内			
(2)(1)の区域を越える流通			
4 新たに施設を設置することによる、堆肥を利用する耕種農家の増加戸数			
(1)新たに参画する耕種農家戸数	(戸)	(戸)	
5 新たに施設を設置することによる、耕種農家へ堆肥を供給する畜産農家の増加戸数			
(1)新たに参画する畜産農家戸数	(戸)	(戸)	
(2)新たに参画する畜産農家の供給量	(t)	(t)	

(注) 1の(3)・(4)、4及び5について計画の20%を越える場合、1の(1)・(2)、2及び3については、変更がある場合その理由を記載下さい。なお、記入欄に記載できない場合は、別紙に記載下さい。

借受団体等の長 殿

財団法人畜産環境整備機構
理事長 堤 英 隆
(公 印 省 略)

平成25年度畜産高度化支援リース事業（通常リース）の実施について

平素、当機構が行うリース事業にご支援、ご協力頂き厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年度畜産高度化支援リース事業のうち通常リース（経営リース、食肉リース、生乳リース）の実施については、下記により実施します。

記

1 貸付枠

本年度の通常リースの貸付枠は1,955百万円とします。

2 貸付申請書の受付け

貸付申請書の受付期限は、貸付枠に達するまで常時受付けとなります。

なお、事業の効果を発揮するため、早期の貸付申請をお願いします。

3 貸付申請の留意点

貸付申請に当たっては、「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」（平成23年3月31日23環機第219号）の記1において家畜の生産性の標準的な指標を含め、貸付できない場合を列記しておりますので、該当する者については十分留意して下さい。

資料6

補助金に係る消費税等相当額の取扱いについて

1. 平成25年4月1日以降に補助付きリース物件の貸付けとなる借受者のうち、消費税納付形態が本則課税（一般課税）の課税事業者は、補助金に係る消費税等相当額（以下「補助金消費税額」という。）を、第1回貸付料等納入の際に納付していただくことになりました。
2. 機構は、貸付決定の際に、補助金消費税額を明示した貸付契約書及び消費税等課税に関する申立書（以下「申立書」という。）を、全借受者に送付します。
3. 借受者は、検収の日までに、検収した年の消費税納付形態を確認し、簡易課税制度を選択する課税事業者、又は消費税確定申告を行わない免税事業者は、補助金消費税額の返還を免除されますので、この申立書に証明書類を添え、検収実施者を經由して機構に提出していただきます。なお、本則課税制度適用者は、この申立書の提出は不要です。
4. 申立書に添付する返還免除のための証明書類は、①免税事業者の場合、法人にあっては貸付開始の年度の前々年度の法人税（個人の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。新規設立法人の場合は、登記全部証明書の写し。②課税事業者で簡易課税制度を選択している場合は、税務署に提出した消費税簡易課税制度選択届出の写し（貸付開始の年（度）の消費税確定申告を行った後、6の②の書面を提出していただきます）。
5. 検収時に申立書の提出のない借受者は、本則課税適用者と判定され、貸付契約書に明記された補助金消費税額を、第1回貸付料等と併せて納付していただきます。
借受団体等には、毎月送付する貸付料等納入案内の際、該当者の請求内容を連絡します。
6. 借受者が課税事業者（本則課税又は簡易課税）の場合、補助事業実施要綱に基づき、貸付開始の年（度）の消費税確定申告書を（独）農畜産業振興機構に提出することとなっていますので、速やかに機構に提出していただきます。
 - ① 本則課税適用者＝税務署の收受印等のある消費税確定申告書（一般用）の写し
 - ② 簡易課税選択者＝税務署の收受印等のある消費税確定申告書（簡易課税用）の写し

借受団体等におかれましては、補助付きリース物件の貸付けを希望する方に対し、周知徹底をお願いします。

タブレット用端末を活用した「リース事業の流れ」の紹介

リース事業の流れ

 財団法人 畜産環境整備機構

財団法人畜産環境整備機構のリース事業について、申請からリース終了までの手続きをご説明いたします。



リース申請者の方へ
畜産農家の方や、食肉販売店、生乳流通業の方へ、リース事業を利用する際の手続きや申請書類の記入例などをご案内します。
手続きを見る

借受団体の方へ
農業協同組合・農業協同組合連合会、食肉事業協同組合・食肉事業協同組合連合会などが、組合員などにリースを行う際の手続きの流れをご案内します。
手続きを見る

販売業者の方へ
リース物件を納入される事業者の方へ、事業の流れをご案内します。
手続きを見る

【ご注意ください】 このコンテンツは2013年1月現在の情報に基づいて作成されています。ご利用にあたっては最寄りの借受団体にご相談ください。

使い方 クイックリンク (C)財団法人 畜産環境整備機構

1. コンテンツの概要

本コンテンツは、財団法人畜産環境整備機構が実施するリース事業について、手続き等の流れを、タブレット端末（Android/iOS）上で説明することを目的として開発されました。

本コンテンツは、タブレット端末のブラウザ上で動作しますが、一部の資料を除いて、コンテンツの内容を自動的にタブレット端末上に保存し、インターネット接続がない環境でも閲覧できるように設計されています。

本コンテンツを利用するには、ブラウザの他に、Excel ファイルを表示・編集するためのアプリケーションが必要となります。

2. コンテンツの閲覧方法

(1) 以下の URL をタブレット端末のブラウザから開きます。

<http://www.leio.or.jp/lease/tablet/guide/index.html>

(2) トップページが開き、読み込みが完了すると、リース料試算 Excel を除いたコンテンツが端末に保存されます。

(3) ホーム画面へのショートカットの作成：Android 端末での例】

- ① 本コンテンツをブックマークへ登録します。
- ② ブックマークを開き、表示されているサイトの中から「リース事業の流れ | 畜産環境整備機構」を長押ししてください。
- ③ メニューが開きますので、「ショートカットを作成」をタップしてください。
- ④ ホーム画面にアイコンが追加されます。次回以降はこのアイコンをタップす

資料7

ることで、自動的にコンテンツを表示することができます。

(4) ホーム画面へのショートカットの作成：iPad 端末での例】

- ① 本コンテンツをブラウザで開きます。
- ② ブラウザのブックマークアイコンをタップします。
- ③ メニューが開きますので、「ホーム画面に追加」をタップしてください。
- ④ ホーム画面にアイコンが追加されます。次回以降はこのアイコンをタップすることで、自動的にコンテンツを表示することができます。

2. リース料試算 EXCEL ファイルを利用するには

タブレット用コンテンツ「リース事業の流れ」に掲載しているリース料試算プログラムは、Microsoft Excel のマクロによって試算を行います。

このため、タブレット端末上に Microsoft Excel のマクロプログラムを実行し、セルの内容を編集できるアプリケーションがインストールされている必要があります。

以下に、Android 端末・iPad 端末用のアプリをご紹介します。

【アプリインストール時の注意事項】

- ◎かならず、ご使用になられる端末でアプリが動作するかをご確認ください。
- ◎アプリの購入・インストールに伴う不具合等については、当機構は一切の責任を負いません。

① Android タブレット用 Excel ファイル閲覧・編集ソフト

OfficeSuite のプロ 7 + (PDF & HD) 価格：¥1,412

https://play.google.com/store/apps/details?id=com.mobisystems.editor.office_registered&feature=related_apps

ThinkFree Mobile for Tablet 価格：¥775

https://play.google.com/store/apps/details?id=com.tf.thinkdroid.hdamarket&feature=search_result#?t=W251bGwsMSwxLDEsImNvbS50Zi50aGlua2Ryb2lkLmhhYW1hcmtldCJd

上記いずれかのソフトウェアをダウンロードして、インストールしてください。関連資料のリンクをタップすると、自動的にファイルのダウンロードを開始します。ダウンロード完了後アンドロイド端末ツールバー上の通知アイコンをタップすると、閲覧ソフトが起動し、ファイルを操作することができます。

② iPad 用 Excel ファイル閲覧・編集ソフト

Quickoffice Pro HD 価格：¥1,700


<https://itunes.apple.com/jp/app/quickoffice-pro-hd-edit-office/id376212724?mt=8#>

上記アプリをダウンロードして、インストールしてください。関連資料のリンクをタップすると、新しいタブが開き資料を参照できます。数値を変更したい場合は、試算表の画面をタップして、“Quickoffice で開く”をタップしてください。

「リース事業の流れ」の使い方

1. 操作方法

トップページへの移動などコンテンツの移動ボタンです。

 アイコンをタップすると、リース事業の流れトップページへ戻ります。

リース申請者の手続き、販売業者の手続き、借受団体の手続きをタップすると、対象者別のコンテンツへ移動します。



手続きの説明を表示します。
スワイプ（画面に指を置いてスライドさせる）で、ページをめくることができます。

右から左へスワイプ： 前のページへ戻ります。
左から右へスワイプ： 次のページへ進みます。

手続きに関連する資料を表示します。
ボタンをタップすると、資料の一覧が表示されます。
資料は、別ウィンドウで表示します。説明に戻りたいときは、資料のウィンドウを閉じてください。

「使い方」と「クイックリンク」を表示します。

使い方： 本資料を表示します。

クイックリンク： リース申請者、販売業者、借受団体のコンテンツごとに、任意のページを表示できます。

タップすると下図の一覧が表示されます。ページタイトル名をタップしてページを移動してください。



「リース事業の流れ」の使い方

2. 資料を閲覧するには

各書式等は、PDFまたはエクセルで提供しています。

Android端末の場合：

- ① 資料のリンクをクリックすると、ファイルを端末にダウンロードします。
- ② ダウンロードが終わると、Android端末の通知領域にファイル名が表示されますので、クリックするとPDFビューアなどが開きます。

iPadの場合：

- ① 資料のリンクをクリックすると、新しいタブウィンドウが開きます。
- ② 資料の閲覧を終了する場合は、閲覧中のタブを終了してください。

3. 注意事項

本コンテンツは、ネットワークに接続していない環境でも閲覧できるようにするために、各端末上にファイルをキャッシュ（一時保存）します。

このため、30MB程度の空き容量がない場合、快適に閲覧できない場合があります。

コンテンツに更新があった場合は、自動的に最新のデータをダウンロードするようになっています。ただし、更新されたデータが端末上に反映されるのは、次にコンテンツを開いたタイミングとなります。

資料8

未定稿

畜産経営力向上緊急支援リープ事業Q&A

平成25年3月

農林水産省生産局畜産部畜産企画課
農林水産省生産局畜産部畜産振興課
独立行政法人農畜産業振興機構

目次

I 共通事項について

1. 「畜産経営力向上緊急支援リース事業」について説明して下さい。・・・3
2. 「畜産経営力向上緊急支援リース事業」の仕組みを教えてください。・・・3

II 事業の参加について

3. 「畜産経営力向上緊急支援リース事業」の実施に当たり、先着順に受付する場合、予算が無くなったら打ち切りとなるのですか。・・・3
4. 都道府県知事への報告はいつ行ったらよいですか。・・・4
5. 借受者は、法人も対象となりますか。また、個人の場合と手続きに違いがありますか。・・・4
6. 1申請者当たりのリース物件の上限価格や導入できる機械装置の数等に制限はありますか。・・・4
7. 事業の対象となっている畜産農家がリース期間中に離農した場合もしくは死亡した場合、どうなりますか。・・・4
8. 借受者（畜産農家等）が本事業により導入した機械装置について目的外利用をしていることが判明し、補助金返還することとなった場合、どうなりますか。・・・5
9. 本事業の申請受付は、いつでもできるのですか。・・・5
10. 過去に同様のリース事業を受けた者においても本事業を利用することはできますか。・・・5

III 貸付対象機械装置について

11. 既にリース会社とリース契約を締結し、リース期間中にある機械装置は事業の対象となりますか。・・・6
12. 中古の機械装置については、事業の対象となりますか。・・・6
13. 機械装置の取得価額には当該機械装置の運送費と工事費を含めてもよいですか。・・・6
14. 機械装置の単純更新は対象外で機能向上が必要と聞いていますが、機能向上の要件はどのようなことですか。・・・6
15. 検収時点で機械装置の型式等が申請内容と異なっていた場合、どうすれば良いですか。・・・6

IV リース契約について

16. 本事業におけるリースとは、どのような取引ですか。・・・7
17. どのようなリース会社がこの事業の対象となりますか。・・・7
18. リース期間はどのようにして決められますか。・・・7
19. 契約した民間リース会社がリース期間中に倒産又は、リース部門を廃止した場合、どうなりますか。・・・8
20. リース期間終了後の措置により、税制の取扱いが異なりますか。・・・8
21. 借受者の保証はどうなりますか。・・・8
22. 本事業はリース会社等と契約する訳ですが、リース会社等の審査は厳しいのでしょうか。例えば、負債額が売上額と同程度、もしくは超過していても貸付は承認されるのでしょうか。・・・8
23. 借受者（畜産農家等）が自由に契約するリース会社を選択し、事業参加することはできますか。・・・8
24. 申請による貸付決定と実際のリース契約の締結の関係を説明して下さい。・・・9
25. この事業でリース契約を行いました、リース期間の途中において一括返済を行うことは可能ですか。・・・9

V その他手続等について

- 26. 都道府県等の行政機関は関与しないのですか。 9
- 27. 農協等が畜産農家等に再貸付することは可能ですか。 9
- 28. 農協が機械装置の販売業者となることは可能ですか。 9

VI その他

(畜産経営強化緊急支援事業)

- 29. 認定農業者個人だけではなく、認定農業者を含む集団も対象となりますか。 10
- 30. 貸付対象機械装置に都道府県知事が特に必要と認める機械とありますが、どういったものが対象となりますか。 10
- 31. リース期間中に認定農業者の経営改善計画の認定期間が終了となり、再認定を受けなかった場合、補助対象外となりますか。 10
- 32. 機械装置の共同利用を前提に申請したが、その中の1人が別途、同じ機械装置を導入するために事業に申請することは可能でしょうか。 10
- 33. 馬や羊を飼育している農家は、この事業の対象となりますか。 11
- 34. 畑作、水田農家はこの事業の対象になりますか。 11
- 35. 将来的な増産等の計画を証明する必要があるのでしょうか。 11

(飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業)

- 36. どのような組織が借受者となれますか。任意組織による共同利用は対象となりますか。 11
- 37. 「経営の高度化を図る組織」とは何を指すのでしょうか。 11
- 38. どのような機械装置が支援対象になるのでしょうか。 12
- 39. トラクターは事業の対象となりますか。 12
- 40. 「作業管理システム機器」とは具体的にはどのようなものなのでしょうか。 13
- 41. 簡易草地更新機械とは具体的にはどのようなものなのでしょうか。 13
- 42. 複数種類の機械装置の導入を計画していますが、同じ借受者が飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業（1/2補助）と畜産経営強化緊急支援事業（1/3補助）の両事業に申請することは可能でしょうか。 13

(とうもろこし代替原料定着緊急支援事業)

- 43. 本事業で導入した機械装置は、とうもろこしの粉碎・挽砕に使うことは認められますか。 13
- 44. この事業によりとうもろこし代替原料であるこうりゃんや菜種かすを使うようになりましたが、米国産とうもろこしが安くなったので、再びとうもろこしに戻したい場合、補助金を返還する必要がありますか。 13
- 45. 米国産とうもろこしから、ブラジルやアルゼンチン、ウクライナ産のとうもろこしに代えることで、本事業の対象となりますか。 14

(効率的生産継続支援事業)

- 46. 事業対象となっている発電機及び配電盤とはどのようなものですか。 14

(推進指導)

- 47. 事業実施主体の委託する先が重なっている場合、推進指導事務費はどのように扱えば良いですか。 14

I 共通事項について

1. 「畜産経営力向上緊急支援リース事業」について説明して下さい。

(答) 配合飼料価格の高騰などにより生産コストが上昇しているため、畜産業においては、生産性及び飼料自給率の向上や安全な国産畜産物の安定供給の確保が喫緊の課題となっています。

このため、平成24年度補正予算において、畜産経営の生産性や飼料自給率の向上、飼料生産受託組織等の経営高度化、飼料製造事業者の飼料原料の多角化等のために必要な機械装置のリース方式による導入等を支援していくという観点から、緊急的に「畜産経営力向上緊急支援リース事業」が措置されました。

具体的には、借受者（畜産農家等）における経営力の向上を図るために必要な機械装置について、その取得価格の1/3又は1/2相当額をリース会社等を通じて借受者へ助成し、借受者は、当該価格の2/3又は1/2を基準とした額でリース方式により導入することができます。

2. 「畜産経営力向上緊急支援リース事業」の仕組みを教えてください。

(答) 「畜産経営力向上緊急支援リース事業」では、公募により選定された事業実施主体が効率的かつ適切に事業実施が可能となるよう、以下の3タイプから各事業実施主体が選択して、事業を実施する仕組みとなっています。

- ① 民間リース会社が取得する機械装置の価格の1/3又は1/2に相当する金額の補助を通じた借受者（畜産農家等）への助成・・・Aタイプ
- ② 民間リース会社が取得する機械装置の価格を全額補助した上で、当該価格の1/3又は1/2に相当する金額の民間リース会社を通じた借受者（畜産農家等）への助成・・・Bタイプ
- ③ 事業実施主体が取得する機械装置の価格を全額補助した上で、当該価格の1/3又は1/2に相当する金額の事業実施主体を通じた借受者（畜産農家等）への助成・・・Cタイプ

なお、いずれのタイプであっても借受者（畜産農家等）への助成率や助成額は同じです。

II 事業の参加について

3. 「畜産経営力向上緊急支援リース事業」の実施に当たり、先着順に受付する場合、予算が無くなったら打ち切りとなるのですか。

(答) 本事業の実施に当たっては、速やかな機械装置の導入支援を行うため、複数回に分けて事業実施主体への要望調査及び予算配分を行っていくこととしています。

要望調査の結果、要望額が予算額を超える場合は、事業実施主体ごとに要望内容の優先順位をつけることで事業量を調整していただく配分を行うこととなります。また、借受者にとっては、事業の目的に沿った適正な機械装置の機種等を選定し、過剰な投資とならないようにして下さい。

なお、具体的な申請手続きに係るスケジュールとしては、公募で決定した事業実施主体が借受者

(畜産農家等)からの申請の受付期限を設けるなどして、早期執行ができるよう順次貸付決定を進めていきます。申請書の提出期限や手続方法については各事業実施主体によって異なりますので、申請者又は申請書の取りまとめを行う農協等の担当者は、必ず各事業実施主体の定めるスケジュールの詳細等をご確認の上、申請手続きが間に合わないといったことがないように十分ご注意下さい。

主な申請手続き(事業実施主体から農協等へ事務委託がある場合)は、以下の通りです。
(詳細は、各事業実施主体へご確認ください。)

- ① 申請者が導入する機械装置の3者以上の見積もり徴取、予め事業実施主体が定めたリース会社等のうち契約する(予定の)リース会社等を決め、農協等の事務委託先へ申請
- ② 農協等の委託先が審査の上、①を取りまとめ、申請者が所属する都道府県知事への報告や必要に応じ助言の要請を行い、事業実施主体へ提出
- ③ 事業実施主体は最終的な審査の上、助成を決定(申請者、リース会社へ通知)
- ④ 申請者、リース会社は③を受け、正式にリース契約を締結
- ⑤ 機械装置の発注
- ⑥ 機械装置の納入、農協等委託先による検収
- ⑦ リースの開始

4. 都道府県知事への報告はいつ行ったらよいですか。

(答) 都道府県知事は事業の適正かつ円滑な実施を図るため、関係団体等に対する指導及び監督を行うこととされていますので、これらが適切に行われるよう申請の取りまとめ後、速やかに報告を行って下さい。

5. 借受者は、法人も対象となりますか。また、個人の場合と手続きに違いがありますか。

(答) 借受者は、法人であっても、各事業メニューごとに事業実施要綱に定める要件に合致していれば本事業の対象となります。手続きについては、個人の場合と特段違いはありませんが、申請書に法人の定款等、法人としての実態を示す資料を添付する必要があります。

6. 1申請者当たりのリース物件の上限価格や導入できる機械装置の数等に制限はありますか。

(答) リース物件の上限価格、台数制限はありませんが、過剰な投資とならないよう十分注意して下さい。なお、予算額よりも要望額が多い場合、調整することがあります。

7. 事業の対象となっている畜産農家がリース期間中に離農した場合もしくは死亡した場合、どうなりますか。

(答) いずれの場合も、事業としては補助目的が達成されないこととなり、補助金総額の残存部分を返還していただくこととなりますので、具体的な手続き等について、事業実施主体に確認して下さい。

返還を求める金額については、事業実施主体から、補助金を交付したリース会社に請求されることとなります。

リース会社としては、リース契約が破棄されることとなるため、別途違約金を含めたリース代金の請求がなされると思いますが、補助金分についても回収する必要があるため、リース契約を締結するに当たっては、借受者、リース会社及び事業実施主体間で必要な取り決め・契約を盛り込む等の措置をお願いするとともに、適切な与信審査を実施の上、必要に応じて与信リスク分の付与、連帯保証人の擁立等の措置をご検討下さい。

また、離農することが想定される場合にあっては、その前に当該契約の承継者の擁立等、円滑な事業執行に支障をきたすことの無いよう地域の農協等と連携してご対応して下さい。

8. 借受者（畜産農家等）が本事業により導入した機械装置について目的外利用をしていることが判明し、補助金返還することとなった場合、どうなりますか。

（答）事業目的に反し、機械装置が利用されている、もしくは事業目的に沿って機械装置が利用されていないことが判明した場合については、借受者（畜産農家等）が補助金を返還することとなります。

返還は、事業実施主体から補助金を交付したリース会社に請求します。

リース会社は、補助金相当分を借受者から回収する必要があるため、リース契約の締結に当たっては、借受者、リース会社及び事業実施主体間で必要な取り決め・契約内容を盛り込む等の措置をお願いします。

また、リース会社と借受者間のリース契約については、契約破棄とするか、契約内容の見直し等により当該リース契約を継続するか等の対応をお願いします。

なお、借受者は、このような事態が生じないよう、事業趣旨を理解し、適切に機械装置を利用するとともに、地域の農協、普及センター等関係機関においては、当該事案が生じないよう指導の徹底をよろしくお願いいたします。

9. 本事業の申請受付は、いつでもできるのですか。

（答）本事業は、実施期間が24年度から25年度になっていますが、24年度補正予算で措置されたものであることから、早期に執行することが求められています。具体的な申請スケジュール及び受付方法等については、各事業実施主体にお問い合わせ下さい。

10. 過去に同様のリース事業を受けた者においても本事業を利用することはできますか。

（答）別事業であることから、本事業を利用することは可能です。ただし、本事業により新たに機械装置を導入することにより、他の事業で導入した機械装置の事業効果が低下するような場合は、補助金の返還等の対象となる恐れがありますので、導入に当たっては、注意が必要です。例えば、以下の様なことが考えられます。

（例：1）

強い農業づくり交付金で飼料生産組織が共同利用のモアコンディショナーを導入したが、当該組合の構成員が本事業により新たに個人のモアコンディショナーを導入したことにより、飼料生産組織のモアコンディショナーの利用率が低下した。

(例：2)

畜産高度化支援リース事業で堆肥舎とともにホイルローダーを導入したが、本事業で堆肥処理用として別のホイルローダーを導入したため、畜産高度化支援リース事業で整備したホイルローダーを他の用途に転用した。

(例：3)

畜産自給力強化緊急支援リース事業でロールベラーを導入したが、本事業でコンビラップマシ
ーンを導入したことにより、ロールベラーを他者に貸し付けた。

このような場合、いずれかのリース契約を解除することも想定されるため、事業の活用に当たっては、他事業との整合性の観点からも地域の農協や普及センター等に相談の上、慎重にご検討いただきたいと思います。

Ⅲ 貸付対象機械装置について

11. 既にリース会社とリース契約を締結し、リース期間中にある機械装置は事業の対象となりますか。

(答) 新たにリース導入する機械装置を対象としていますので、現在リース期間中にあるものは対象となりません。

12. 中古の機械装置については、事業の対象となりますか。

(答) 中古の機械装置は、本事業の対象としていません。

13. 機械装置の取得価額には当該機械装置の運送費と工事費を含めてもよいですか。

(答) 本事業は機械装置の導入に対する支援であることから、機械装置に必要な工事費については対象としていません。また、リース契約に基づく設置場所又は保管場所からの運送費も対象としていません。

14. 機械装置の単純更新は対象外で機能向上が必要と聞いていますが、機能向上の要件はどのようなことですか。

(答) 機械装置の単純更新は補助対象としていません。事業内容に沿った目標を設定し、その達成に向けた計画に従って生産性等を向上させることなどが前提ですので、それを実施するために能力、性能が向上した機械装置が必要であることを申請書に記載の上、申請して審査を受けて下さい。

15. 検収時点で機械装置の型式等が申請内容と異なっていた場合、どうすれば良いですか。

(答) 検収時に希望する機械装置の型式と違うものが納入されていたことが判明した場合には、速やかに正しい型式の機械装置に交換してもらってください。

検収時点の機械装置の型式等チェックは、農協等の立会いのもとで行っていただきますが、このような事態とならないように、検収段階のみならず、まずは、借受者（畜産農家等）自らの責任において、機械装置が納入されたときに希望している機械装置の型式等と間違いがないか、リース会社等との契約書に記載されている型式等とも照らし合わせて確認していただくなど、納品時、リース契約締結時等の際に、厳格に確認するようお願いします。

IV リース契約について

16. 本事業におけるリースとは、どのような取引ですか。

(答) 本事業におけるリース方法は、リース物件の所有権を最終的に借受者に移転するいわゆる「所有権移転型リース」と、所有権を移転しない「所有権移転外リース」とがあります。

それぞれのリース方法に応じて、貸付期間の設定が以下の通り異なりますのでご留意下さい。

- ・所有権移転型リース（貸付期間：事業実施主体が定める期間から法定耐用年数までの間）
- ・所有権移転外リース（貸付期間：法定耐用年数）

17. どのようなリース会社がこの事業の対象となりますか。

(答) 本事業のAタイプ及びBタイプ（問2参照）で借受者とリース契約を締結するリース会社は、事業実施主体が補助金を適切に交付・管理する観点から、本事業の円滑な推進が可能となるリース会社であることが必要です。

18. リース期間はどのようにして決められますか。

(答) 本事業によるリース期間は、機械装置毎の法定耐用年数を基準に決められます。

所有権移転型リースの場合は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上のものは60%）以上（1年未満の端数切り捨て）から法定耐用年数の範囲内で事業実施主体が決めることができることとしており、所有権移転外リースについては、本事業が補助事業であることを踏まえて、法定耐用年数をリース期間とすることとしています。

具体的な例としては、以下の通りです。

機械装置	法定耐用年数	所有権移転型	所有権移転外
テッター・レーキ	7年	4～7年	7年
ホイルローダー	7年	4～7年	7年
ロールベラー	7年	4～7年	7年

19. 契約した民間リース会社がリース期間中に倒産又は、リース部門を廃止した場合、どうなりますか。

(答) 本事業のAタイプ及びBタイプ（問2参照）は、民間リース会社を通じて助成金を借受者に助成するものですので、契約した民間リース会社が倒産又はリース部門が廃止された場合には、当該民間リース会社の債権等を引き受けた他のリース会社が本事業による契約を継続する必要があります。

20. リース期間終了後の措置により、税制の取扱いが異なりますか。

(答) 所有権移転型リースの場合は、所得税、法人税の経費として計上する額は、リース物件の減価償却費となり、貸借対照表の資産に当該リース物件の簿価、負債にリース料の未払金が計上されることとなります（(財)畜産環境整備機構が実施している畜産高度化支援リース事業と同様）。

また、補助付きリースとなりますので、補助金を収入に計上する必要はありませんが、リース物件の減価償却費の算出根拠となる取得価格は、補助金を除いた額（リース料等の総額）となります。（補助金部分は収入金額不算入（圧縮記帳）が適用されます。）

一方、所有権移転外リースの場合は、圧縮記帳はできません。

詳細については、各リース会社等にご確認下さい。

21. 借受者の保証はどうなりますか。

(答) リース契約における与信は、すべて契約するリース会社等の責任において行われます。

このため、必要に応じて、与信リスクが附加されたリース料となったり、単独では契約出来ない場合は、連帯保証人を立てることを求められることがあります。

なお、本事業の実施に当たっては、リース契約が締結されることが前提となりますので、リース会社等と契約できない者については、事業の対象とすることはできません。

22. 本事業はリース会社等と契約する訳ですが、リース会社等の審査は厳しいのでしょうか。例えば、負債額が売上額と同程度、もしくは超過していても貸付は承認されるのでしょうか。

(答) 本事業は、リース会社等とのリース契約によるものとなりますので、当然、リース会社等の審査基準が適用されます。個々の事例につきましては、リース会社等にお問い合わせ下さい。

23. 借受者（畜産農家等）が自由に契約するリース会社を選択し、事業参加することはできますか。

(答) 本事業のAタイプ及びBタイプ（問2参照）は、民間リース会社を通じて借受者（畜産農家等）にリース対象となる機械装置代金の一部の助成を行うこととしていることから、事業実施主体に選定されたリース会社の中から選択して事業実施していくこととなります。

24. 申請による貸付決定と実際のリース契約の締結の関係を説明して下さい。

(答) 事業の申請とリース契約の関わりは基本的に以下のようになります。

まず、

- ① 事前に導入したい機械装置を選定して、契約するリース会社等と調整を行う等、本事業へ申請する準備をしていただき、各事業実施主体が定める事業申請の〆切までに申請書類等を提出して下さい。
- ② 事業実施主体が当該申請内容について審査し、助成対象として認められた場合、貸付決定予定であることを事業実施主体から通知（貸付決定予定通知）しますので、それをもって、リース会社等と正式にリース契約を締結して下さい。
- ③ リース契約を締結したら速やかに契約書の写しを事業実施主体に提出し、内容が確認されれば、事業実施主体は、正式に申請を受け付けることとなり、貸付決定されます。
- ④ その後、機械装置が納品され次第、事業実施主体が機械装置の検収を行い、問題がなければリース契約が開始されます。

25. この事業でリース契約を行いました。リース期間の途中において一括返済を行うことは可能ですか。

(答) 一括返済を行う場合は、契約解除として、リース契約残存期間について補助金を返還していただくことになります。

V その他手続等について

26. 都道府県等の行政機関が関与しないのですか。

(答) 貸付対象機械装置に都道府県知事の特認を認めていることから、当該機械装置の決定を行っていただくとともに、申請にあたって事業実施主体からの求めに応じて必要な助言や指導・監督を行っていただきます。また、事業内容の周知、円滑な事業実施について、各種のご指導をお願いします。

27. 農協等が畜産農家等に再貸付することは可能ですか。

(答) 農協等（農協連、農協、一般社団法人、一般財団法人又は中小企業等協同組合であって畜産業の振興を目的とする法人）からの再貸付は可能です。地域の実情に応じて、円滑な事業実施が可能となるよう、事業実施主体の指示に基づき、必要な手続きを行って実施していただきたいと思っております。

28. 農協が機械装置の販売業者となることは可能ですか。

(答) リース契約に際しては、3者以上の複数の販売業者からの見積書を徴取し、一番低い価格を提示したところから機械装置を購入することになりますが、農協もその1者となるのが可能です。

VI その他

(畜産経営強化緊急支援事業)

29. 認定農業者個人だけではなく、認定農業者を含む集団も対象となりますか。

(答) 本事業では、畜産の認定農業者である個人以外に、畜産の認定農業者を1人以上含む2戸以上の集団についても対象としています。

具体的には、畜産の認定農業者を含む飼料生産組合等を想定しています。

この場合、借受者は、集団となりますので、申請書には、集団の規約等の資料を添付する必要があります。

30. 貸付対象機械装置に都道府県知事が特に必要と認める機械とありますが、こういったものが対象となりますか。また、特認に当たってはこういったことに留意すればよいでしょうか。

(答) 都道府県知事が特に必要と認める機械(特認機械)の対象として、トラクター(取得価額1,000万円以内、消費税込)を想定しています。

都道府県における特認にあたっては、事業実施主体(もしくは農協連等)から協議があった際、飼料自給率の向上に資するものとして、下記についてご配慮の上、ご対応いただけますようお願いいたします。

① 経営規模の拡大等に伴う能力の向上

当該借受者の作業面積の拡大に伴い、既存のトラクターの能力・台数では、不足であることが特に著しく認められる場合(例えば、現在所有しているトラクターでは馬力が不足、複数圃場で同時に作業できないなど作業効率の著しい低下の要因になっているなど)

② その他

その他明確な理由により緊急に本事業によるトラクター導入を図る必要がある場合(単に更新時期の到来等を除く。)

31. リース期間中に認定農業者の経営改善計画の認定期間が終了となり、再認定を受けなかった場合、補助対象外となりますか。

(答) リース契約時点で認定農業者であることが本事業の条件ですが、本事業の趣旨を考慮すると、経営改善計画の再認定を受けていただくことが必要と考えます。

32. 機械装置の共同利用を前提に申請したが、その中の1人が別途、同じ機械装置を導入するために事業に申請することは可能でしょうか。

(答) 共同で利用する機械装置と同じ機械装置を申請する場合、過剰な投資や利用率の低下につながり、補助金返還等の対象となる恐れがあることから、申請に当たっては地域の農協や普及センター等に相談の上、慎重にご検討いただきたいと思います。

33. 馬や羊を飼育している農家は、この事業の対象となりますか。

(答) 本事業は、牛、豚、鶏を飼養する畜産農家に対する補助を目的としたものであり、馬や羊のみを飼育する者は補助の対象となりません。

34. 畑作、水田農家はこの事業の対象になりますか。

(答) 本事業は、畜産業振興事業となりますので、畜産農家でない農家は補助の対象となりません。

35. 将来的な増産等の計画を証明する必要があるのでしょうか。

(答) 申請段階では、事業目的の達成に向けて導入する機械装置を整備する選定理由を報告してもらいます。機械装置導入後は、農協等で申請農家の状況を的確に把握していただき、計画に沿った経営が行われるようご留意下さい。

(飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業)

36. どのような組織が借受者となれますか。任意組織による共同利用は対象となりますか。

(答) 本事業の借受者は、農協、農協連等や経営の高度化を図るコントラクター等で、末端借受者の具体的な組織形態は、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱第3の2で定めているコントラクター、TMRセンター、その他飼料生産組織（自ら飼料を生産・販売している組織等）となります。

37. 「経営の高度化を図る組織」とは何を指すのでしょうか。

(答) 1 経営の高度化を図る組織とは、以下のいずれかの組織を指します。

- ① 現時点で法人格を有していない組織であって、平成 27 年度まで（3年以内）に、経営の法人化を図ることが確実と見込まれる組織
- ② 平成 27 年度まで（3年以内）に、飼料生産受託等面積を平成 23 年度又は平成 21 年度から平成 23 年度の3カ年の平均と比較して、北海道は概ね 40ha、都府県は概ね 20ha（中山間地域にあっては、北海道は概ね 20ha、都府県は概ね 10ha）以上拡大することが確実と見込まれる組織

なお、飼料生産の受託と自ら生産の両方を行っている場合は、それらの合計面積を飼料生産受託等面積とすることができます。

- ③ その他、経営の高度化に資するものとして都道府県知事が②と同等以上の効果（例えば、TMRセンターにおけるTMR供給量の増加や生産・労働コストの低減等、定量的に示すことができるもの）を有すると判断し、(独)農畜産業振興機構理事長が適当と認めた組織
- なお、①、②については、25 年度中に総会等により組織として意志決定されることが必要です。

2 1の②の中山間地域に該当する場合は、平成23年度又は平成21年度から平成23年度

の3カ年の平均における飼料生産受託等面積の過半が以下の①～⑧のいずれかに該当する地域を含む場合となります。

なお、平成27年度までに面積拡大する圃場のうち、中山間地域に該当する面積が受託契約等で明らかになっており、かつ、当該拡大面積も含めた全体の飼料生産受託等面積の過半が中山間地域に該当する場合も、中山間地域の要件に合致すると見なします。

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項の規定に基づく特定農山村地域
- ② 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- ④ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- ⑥ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第1号に規定する沖縄
- ⑦ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- ⑧ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島

38. どのような機械装置が支援対象になるのでしょうか。

(答) 本事業の対象となるのは、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱別表1の(2)に示した農業用機械装置となります。

なお、畜産農家個人も利用できる1/3補助のリース(畜産経営強化緊急支援事業)よりも対象機械装置を絞り込んでいるので、混同しないようご留意下さい。

特に、作業幅等の基準が具体的に設定されている機械装置については、カタログ等に掲載されている仕様を確認した上で機種を選定して下さい。

(機械装置の導入に際しては、3者以上から見積を徴取し一番低い価格を提示したところから購入することとなります。)

39. トラクターは事業の対象となりますか。

(答) トラクターについては、①他の補助対象機械装置(乗用トラクター用)と合わせて導入する場合 ②作業面積等の拡大に伴い、既存のトラクターの能力・台数では不足であることが認められる場合(例えば、現在所有しているトラクターでは馬力が不足、複数圃場で同時に作業ができないなど作業効率面で著しくネックになるなど) ③その他緊急に導入する必要がある場合のいずれかの理由により、都道府県知事が特に必要と判断した場合に限り対象となります。

この場合、現状の問題点を明らかにした上でトラクター導入の必要性を説明することが必要です。

40. 「作業管理システム機器」とは具体的にはどのようなものでしょうか。

(答) 例えば、地理情報システム(GIS)を活用し、効率的な作業体系の構築や圃場ごとの細かな生産管理等を行うシステムを導入・運用するために必要となる機器(パソコン、GPS、オペレータ用情報端末等)が考えられます。

ただし、パソコンについては、そのような作業管理システム(ソフトウェア)を運用するために必要であり、当該システムと一体的に導入する場合に限り対象となります。

なお、当該システムのソフトウェア自体についても、パソコンと一体でリースが可能な場合は、対象にすることができます。

41. 簡易草地更新機械とは具体的にはどのようなものでしょうか。

(答) 既存植生の処理、表層攪拌又は作溝・穿孔、播種、施肥、覆土・鎮圧に至る簡易草地更新作業に要する機械を想定しており、これらを1行程で行える簡易草地更新機のほか、簡易更新作業の各行程ごとの作業機械(スプレイヤ、心土破碎機、ハロー、播種機(作溝式・穿孔式)、ケンブリッジローラー、又はこれらと同様の機能を有する複合作業機)についても対象とすることができます。

42. 複数種類の機械装置の導入を計画していますが、同じ借受者が飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業(1/2補助)と畜産経営強化緊急支援事業(1/3補助)の両事業に申請することは可能でしょうか。

(答) 申請者が両事業の借受者の要件を満たしていれば可能です。ただし、対象機械装置や補助率が異なるので、混同しないように十分注意下さい。

(とうもろこし代替原料定着緊急支援事業)

43. 本事業で導入した機械装置は、とうもろこしの粉碎・挽砕に使うことは認められますか。

(答) 本事業は代替原料の処理を行うための導入を支援しています。代替原料の処理を行うのを妨げない範囲で代替原料以外の原料を処理することはやむを得ないと考えられますが、とうもろこしの代替となる原料の利用を定着させ、配合飼料原料の多角化を図るとの本事業の趣旨を踏まえ、導入した機械装置で専ら代替原料の処理を行うこと等により、工場全体において代替原料の処理量(割合)が増えるよう、努めることが必要です。

44. この事業によりとうもろこし代替原料であるこうりゃんや菜種かすを使うようになりましたが、米国産とうもろこしが安くなったので、再びとうもろこしに戻したい場合、補助金を返還する必要がありますか。

(答) とうもろこしの価格低下により、原料割合が短期的にとうもろこしに回帰することはあり得ると思いますが、とうもろこしの代替となる原料の利用を定着させ、配合飼料原料の多角化を図るとの

本事業の趣旨を踏まえ、工場全体において代替原料の処理量（割合）が増えるよう、努めることが必要です。

仮に、とうもろこしの使用割合が増えたとしても、本事業で導入した機械装置が引き続き事業目的どおり代替原料のために使用される場合は、問題ありません。

45. 米国産とうもろこしから、ブラジルやアルゼンチン、ウクライナ産のとうもろこしに代えることで、本事業の対象となりますか。

(答) 本事業の目的のための代替原料として想定していないことから、事業の対象とはなりません。

(効率的生産継続支援事業)

46. 事業対象となっている発電機及び配電盤とはどのようなものですか。

(答) 発電機及び配電盤に関しては、「畜産経営強化緊急支援事業」もしくは「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業」の対象機械装置と一体的に導入する場合に限り、対象とすることができます。

具体的には、送風装置や自動給餌機などが災害時に効率的に継続的に生産するために電力供給が必要な場合に、発電機や配電盤を合わせて対象とすることができます。

(推進指導)

47. 事業実施主体の委託する先が重なっている場合、推進指導事務費はどのように扱えば良いですか。

(答) 事業実施主体が農協等に委託して本事業を推進するために必要な検収などに要する推進事務費を補助することとしているところですが、同一農協等に複数の事業実施主体から当該業務を委託する場合には、事業実施主体別のリース物件の検収件数等に応じて支払うなど同一のリース物件に二重に支払われることの無いよう注意してください。